

たけはら町並み温故知新

～先人をたずね、明日に活かす～

たけはら町並み温故知新

平成29年3月

編集・発行 竹原市教育委員会
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号
TEL (0846) 22-7757

重要伝統的建造物群保存地区の制度

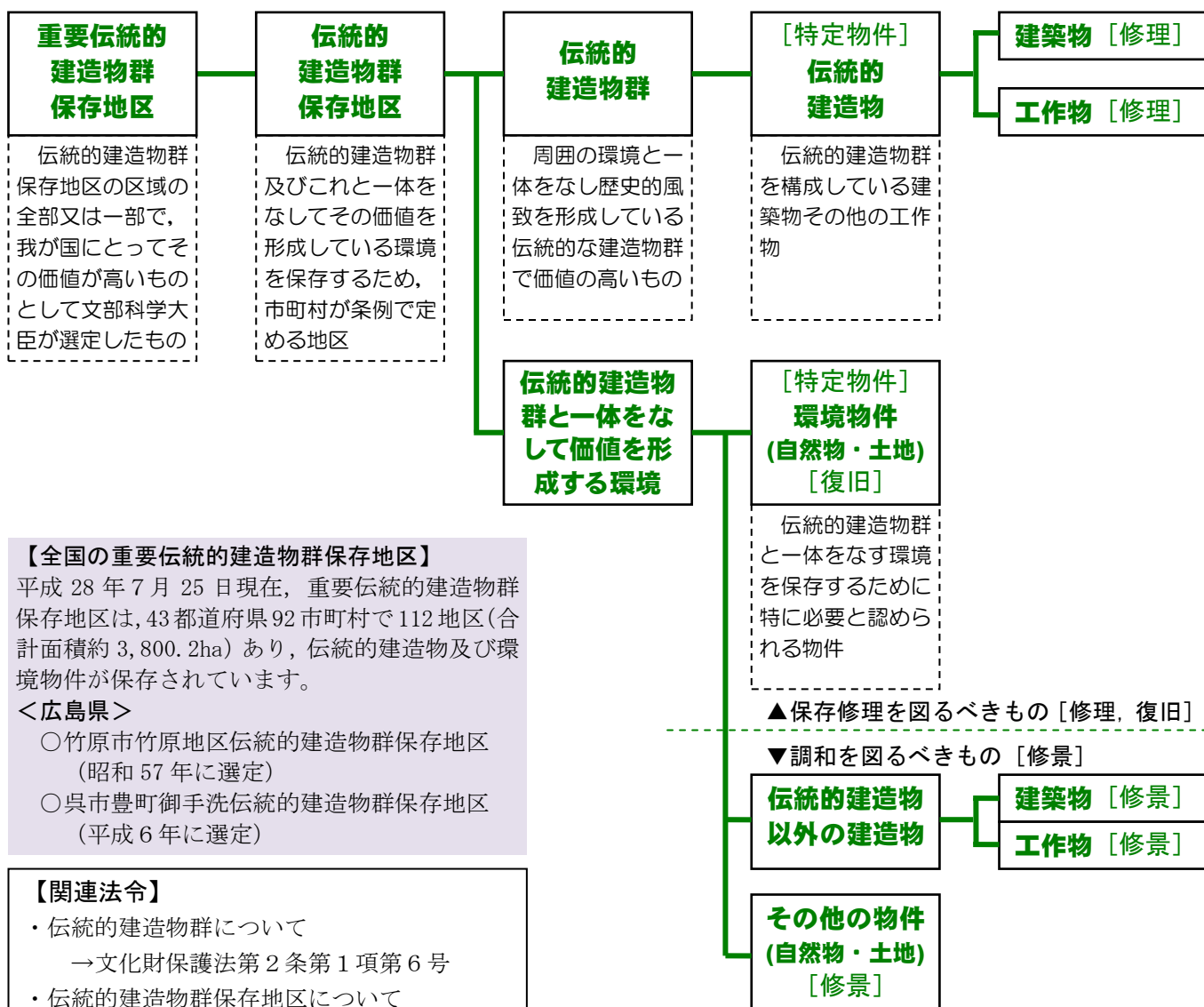
伝統的建造物群保存地区とは

伝統的建造物群保存地区とは、町並みを構成している要素を伝統的な建築物だけでなく、門や塀などの工作物を加えた群として捉え、地区指定に際しては、さらに周囲の環境も含めた面的な保存地区として指定するものです。

市町村は伝統的建造物群保存対策調査を行い、住民の理解と合意形成に基づき、伝統的建造物群保存地区保存条例の制定、保存地区の決定、保存計画の策定などを行います。そして、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定します。

竹原市では昭和 57 年(1982)に「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区」(以下、本書中では「町並み保存地区」といいます。)を都市計画決定により指定し、同年 12 月に国から重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。

【伝統的建造物群などの用語の説明】



【全国の重要伝統的建造物群保存地区】

平成 28 年 7 月 25 日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、43 都道府県 92 市町村で 112 地区(合計面積約 3,800.2ha)あり、伝統的建造物及び環境物件が保存されています。

<広島県>

- 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区 (昭和 57 年に選定)
- 呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 (平成 6 年に選定)

【関連法令】

- ・ 伝統的建造物群について
→文化財保護法第 2 条第 1 項第 6 号
- ・ 伝統的建造物群保存地区について
→文化財保護法第 143 条第 1 項
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区について
→文化財保護法第 144 条第 1 項

表紙写真撮影：竹國 照顕

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区の範囲と伝統的な景観要素の分布



西方寺石段



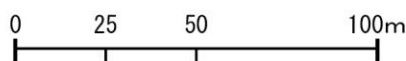
保存地区とその借景となる山々



国重要文化財春風館頼家住宅

凡例

- 伝統的建造物群保存地区
- 伝統的建造物(建築物)
- 伝統的建造物(工作物)



町並み保存地区の歴史

中世における市場と港湾の形成

中世には、賀茂川河口付近にあったとされる馬橋まはし古市ふるいちが河口港兼市場としての役割を果たしていました。しかし、賀茂川の土砂の堆積などにより港として機能が低下したため、天文9年(1540)に現在の町並み保存地区内の南部にあたる下市に、河口港兼市場の機能が移転したと伝わります。

町並み保存地区の中心である本町通りからは、本川(旧海岸線)に向かって垂直方向に複数の街路が延び、その両側には町家や倉庫が建ち並んでいます。こうした空間構成は、運輸業や商業活動を行う商人が、密集して居住していた中世末期の港湾都市の特徴を残していると推測されます。

近世における製塩業の発展と町並みの形成

江戸時代に入ると、広島藩による新田開発が行われ、竹原でも古新開・大新開が築されましたが、賀茂川の河口付近は土地が低く、塩分の排水がうまくできなかつたため、田畑として使えませんでした。その時、この地を訪れていた播磨国赤穂(兵庫県赤穂市)の商人から「塩田」の提案を受けました。広島藩は赤穂の製塩技術をすぐに取り入れ、塩田を拓き、良質の塩を得ることに成功しました。これを契機として、竹原では塩浜経営が進展し、全国有数の製塩地として繁栄しました。

こうした発展の中で正保元年(1644)には、下市に町年寄が設置、町制が布かれ、その後、本川沿いや本町通りの南端へと市街地が拡大し、享保期(1716~1736)までに、現在の町並み保存地区一帯の市街地がほぼ形成されました。

このように竹原を大きく発展させた原動力は、17世紀中期に開始された製塩業で、それを基盤に酒・醤油・酢などの醸造業も数多く起こり、当時藩の許可を必要とした酒造業が享保期にはすでに16軒あった点も、竹原の特徴の一つです。

<竹原湾の干拓(中世末期~近世初期)と港・町の形成>



中世末期

賀茂川河口に港兼市場の役割を持つ馬橋古市が形成

近世初期

近世初期に古新開、その後、正保4年(1647)に大新開が完成。慶安3年(1650)に塩浜とする



1800年頃の竹原の町並み(竹原市重要文化財「紙本著色竹原絵屏風」)

製塩業の停滞と経営多角化、敷地拡大と屋敷の形成

製塩業は、近世前期に発展の一途をたどりましたが、元禄・正徳期(1688～1716)に瀬戸内海沿岸各地で塩田が築かれると塩の価格が下落し、18世紀以降は厳しい状況となりました。享保から文政元年(1818)までのおよそ100年間に、旧家40軒のうち23軒が没落絶家したとされます。

その一方で、塩田の大規模化や質店・酒屋・廻船業などの多角経営化に成功した商人は、隣地の買収や新たな屋敷地の獲得を通じて宅地を広げ、大規模な屋敷を築きました。これらの屋敷は、寺社建築のような本瓦葺きで、漆喰塗籠しつくいぬりこめの外観と、多様な形式の格子や優れた意匠が特徴で、こうした大規模邸宅の出現により、現在見られるような重厚な町並みが形成されていきました。

また、財を成した町人たちは、学問にも力を入れ、頼山陽らいざんよう(儒学者：1780－1832)の父である頼春水しゆんすいとその弟春風しゆんふう・杏坪きやうへいの三兄弟をはじめ、多くの学者・文人を輩出し、竹原は「文教の地」として知られるようになりました。



塩田から普明閣を望む



明治4年建築の上吉井家住宅は、明治7年から竹原ではじめての郵便取扱所(郵便局の前身)として活用された

重要伝統的建造物群保存地区の選定

製塩業の廃止(昭和34年)の後、この地が広く知られるようになったのは、昭和40年(1965)に竹原市観光協会が発行した『竹原の家並みと古民家』によってです。以来全国の研究者による調査やマスコミの紹介により、住民にもその価値認識と保存意識が芽生えました。昭和50年代に入ると、竹原青年会議所が、これからのまちづくりの方向性として、伝統の継承を柱とすることを記した『瀬戸内の公園都市“竹原”』をまとめ、また、地元新聞による先進地事例や竹原の町並みの特集記事の掲載などが行われ、市民の保存意識が高まりました。

このような中で竹原市は、昭和53年度に伝統的建造物群調査を行い、昭和56年(1981)に保存条例を制定し、保存計画を策定しました。昭和57年には都市計画決定により町並み保存地区を指定し、同年12月に国から重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。また、同年には、住民による保存活動を目的とした上市町並保存会が発足しました。上市町並保存会は、下市町並保存会、小路町並保存会との合併を経て、現在も竹原町並保存会として様々な保存活動を行っています。



広島県史跡頼惟清旧宅(らいただすがきゅうたく)。入母屋造の主屋と、南(左)に接する切妻造の離れ座敷で構成



竹原市歴史民俗資料館(昭和4年建築)。近代の建築物も町並みの歩んだ歴史とその景観を継承

町並み保存地区の特徴

町並み保存地区は、瀬戸内海の水際から寺山などの山麓に広がる変化に富んだ地形の上に、中世を起源として、近世の製塩業を基盤とした経済の発展や、町人文化の隆盛などの、様々な歴史の積み重ねによって形づくられた景観を今に伝えています。

寺山の中腹には照蓮寺・西方寺・長生寺があり、特に西方寺の普明閣は、敷地が高い位置にあるため、古くから町のランドマークとして親しまれてきました。普明閣からは、切妻や入母屋などの屋根の形、妻入や平入の屋根が入り混じった変化に富んだ^{いらか}葺の波が広がり、その背景に竹原の市街地や瀬戸内海を望むことができます。

町家

屋根は本瓦葺が多く、壁は灰色の漆喰塗りを基調とし、重厚で素朴な景観をなしています。また、妻入と平入の建物が混在し、凹凸した軒や棟、庇などが織りなす街路空間に、細部に至るまで意匠を凝らし、洗練された格子などを見ることができます。

敷地は通りに対し、間口を狭く奥行きを深くするようになっています。規模は正面間口が2間半（1間は約1.8m）から5間半の町家が多く、とくに3間の妻入の町家の割合がやや多くなっています。

土蔵

妻入で間口3間程度の2階建てが一般的です。屋根は切妻造りで、瓦は本瓦葺が多くなっていますが、棧瓦葺のものもあります。

外壁は大壁で、大瀬家住宅土蔵、桐谷家住宅土蔵、久保谷家住宅土蔵は灰色漆喰ですが、その他は白漆喰です。縦板張りの腰壁やなまこ壁を設けるものもあります。なまこ壁は復古館頼家住宅米蔵の一部が馬乗り張り※1ですが、その他は四半張り※2となっています。

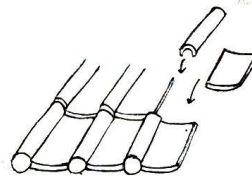
出入り口は、格子の付いた木製引き込み戸や観音開きの土戸が一般的です。2階の開口部は塗籠格子や近代以降は鉄格子をはめたものが多くなっています。

社寺

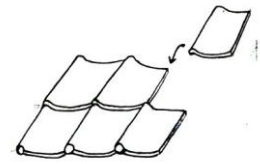
江戸時代に建築されたものがよく残り、大規模なものは江戸時代の浄土宗本堂の典型である西方寺や、大きな鐘楼門を備える照蓮寺が挙げられます。

小型のものでは、一間社流造の胡堂があります。胡堂は、商売の神を祀っていることから商人たちの信仰を集めており、また、上市全体から見える本町通りの北端でアイストップの役目を果たしています。また、胡堂は通り上に建立されており、全国的にも珍しい小祠です。

屋根の瓦の葺き方について



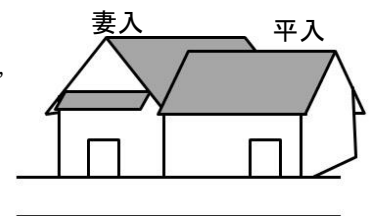
本瓦葺
丸瓦と平瓦を組み合わせた葺き方



棧瓦（さんがわら）葺
丸瓦と平瓦が一体となった波型の棧瓦を用いた葺き方

屋根の形について

出入口側に屋根が三角形に見える建物を妻入、屋根が四角形に見える建物を平入と言います



西方寺の普明閣から町並み（北西）を望む



※1 馬乗り張り
縦方向に連続しないようにした目地のこと



※2 四半張り（しはんばり）
四角形の石などを、45度で斜めに張ること

町並みづくりのルールと助成制度

現状変更行為許可申請

町並み保存地区内のすべての建築物等について、その外観を変える行為を行う場合は、あらかじめ市と市教育委員会に申請の上、許可を受けていただく必要があります。

詳しくは、市教育委員会担当課へご相談下さい。

許可申請を必要とする行為

- ・建築物・工作物（門、塀、倉庫、車庫、カーポート等を含む）の新築、建替え、増築、改築、移転、取り壊しなどをする場合
※伝統的建造物（特定物件）の取り壊しは原則できません。
- ・建築物・工作物の修繕（修理）などで外観や色を変える場合
- ・新たに屋外に設備機器を設置する場合（太陽光パネル、エアコン室外機、テレビアンテナ等）
- ・新たに看板などを設置する場合
- ・宅地を造成する場合
- ・木や竹を伐採する場合（間伐や枝打ちなどは申請不要）など

伝統的建造物（特定物件）

町並み保存地区内の建造物は「伝統的建造物（特定物件）」と「伝統的建造物以外の建造物」の2つに大きく分けられ、許可の基準や助成の内容などの取り扱いが異なります。

「伝統的建造物（特定物件）」の決定は所有者の同意を得て行います。

また、「伝統的建造物以外の建造物」とは、町並み保存地区における「伝統的建造物（特定物件）」以外の全ての建物の事を指します。

※建造物とは、ここでは、建築物（家や蔵など）と工作物（門・塀など）のことをいいます。

修理基準・修景基準・許可基準

町並み保存地区において、建築物等を修理したり建替えたりする場合は、町並みの景観を守り、価値を高めるための規制があり、一定の基準を設けています。

基準は3つあり、伝統的建造物（特定物件）及び環境物件に適用される「修理基準」、伝統的建造物以外の建造物などに適用される「修景基準」「許可基準」があります。

「修理基準」「修景基準」は助成の対象となる基準であり、「許可基準」は最低限守っていただくルールとして、町並み保存地区内共通の基準となります。

助成制度の概要

町並み保存地区内の建築行為で、その外観を修理基準または修景基準によって整備する場合、「竹原市伝統的建造物群保存地区保存助成金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で助成制度が適用されます。

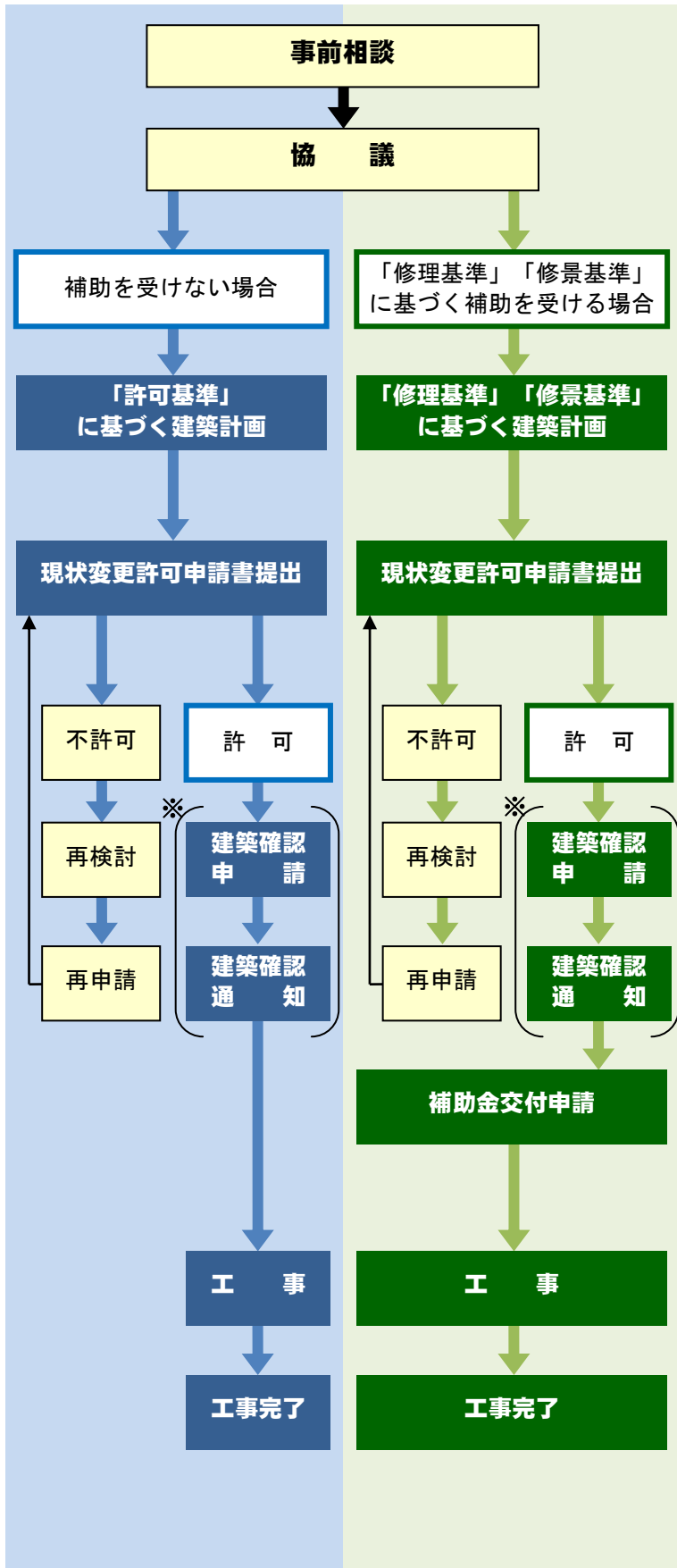
助成の対象は右表の内容で、設計監理経費及び施工経費が該当します。なお、助成事業では、事業の適正化を図るため、設計監理業務と施工業務を分けて行います。

また、特定物件について、税の優遇措置として家屋にかかる固定資産税が非課税になるほか、相続税関係としての評価額控除などがあります。

保存地区の助成制度について

制度名	対象	内容	補助
管理	伝統的建造物・必要物件	鳥虫害等の防除工事、伝統的建造物への自動火災報知器の設置、標識・説明板の設置等の保存行為。	費用の80% (上限100万円)
修理	伝統的建造物	外観を維持するための現状維持、改築等により形が変わったものをもとに戻す復元修理。	費用の80% (上限600万円)
復旧	伝統的建造物	保存計画で認定している樹木、石垣、石段の復元。	費用の80% (上限600万円)
修景	伝統的建造物以外の建造物	新築や増改築などにより、建物や工作物を保存地区と調和する外観に変えること。	費用の80% (上限100万円)
原材料支給	保存地区内の建造物	修理・修景等に至らない簡単な小修繕に、修繕の材料費を支給します。	1件につき 上限6万円

建物の修理・修繕・新築・建替え等の手続きフロー



事前相談
 ○建物の修理・建替えなどについて事前相談をお願いします。
 ○軽微な変更でもご相談をお願いします。

事前協議・建築計画
 ○所有者は、各基準に基づいて、設計士や建築業者等と建築計画を立てます。
 ○事前協議書を市へ提出します。
 (添付：見積書、現状図・計画図、現状写真 等)
 ○伝統的建造物群保存地区保存審議会で、現状変更の内容等が検討されます。
 ○市は、文化庁、広島県と補助案件の協議、現地確認を行います。
 ○不備があった場合は修正を指示します。
 ○市は協議結果に基づき文化庁に補助金申請し、国庫補助金の交付が決定されます。

現状変更許可申請（施主→市），申請図書の審査
 ○所有者から現状変更行為許可申請書を提出いただきます。
 (添付：図面、写真 等)

現状変更許可・不許可通知（市→施主）
 ○申請内容に不備がなければ、市から現状変更許可通知書が交付されます。

補助金交付申請
 ○所有者から補助金交付申請書を提出いただきます。
 (添付：見積書、現状図・計画図、現状写真 等)
 ○申請内容に不備がなければ、市から補助金の交付が決定されます。
 ○決定前の工事着手は補助金の対象外になります。

工事・工事完了後
 ○工事に着手します。
 ○工事内容に変更が生じた場合は、必ず速やかに市と協議してください。
 ○現状変更行為完了通知書を提出いただきます。
 (添付：完成写真 等)
 ○補助金実績報告書を提出いただきます。
 (添付：精算書、領収書写、完成写真 等)
 ○工事の完成を、計画と照らし合わせ確認し、不備がある場合はやり直しを指示します。
 ○文化庁、広島県の現地確認があります。
 ○検査結果が良好であれば、補助金が支出されます。

※申請の内容が建築確認を必要とする場合は、適切な手続きをとってください。

町並みづくりのルール（許可基準）

種別		町家	土蔵	
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。やむを得ず分筆・合筆する場合は、かつての敷地割の明示を行うこと。		
	位置	原則、伝統的建造物群の特性を維持したものとし、連続性 ^{※1} を保つものとする。		
	構造	原則、木造とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		
	基礎	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		
	高さ	現状の地盤の高さを維持することを原則とする。2階建を原則とし、屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。		
	屋根	勾配	伝統的建造物群の特性を維持した勾配屋根とする。	
		形状	原則入母屋造又は切妻造とする。	原則切妻造とする。
		材料等	日本瓦とし、大きさ・色彩は伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。	
	外壁	材料等	材質・様式・意匠は、伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。	
		通りに面した部分	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。灰漆喰を白漆喰に変更する場合は、痕跡確認による。	
		側面	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。	
	軒・下屋（通りに面した部分）		伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。	
	樋		軒樋の断面は、半円形とし、色は茶褐色又はこれに類する色とする。	
	建具	位置・材料等	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。	
		出入口（玄関）	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。色彩は白木、茶褐色又はこれに類する色とする。	
1階・2階		伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。色彩は白木、茶褐色又はこれに類する色とする。金属製建具とする場合は、原則、伝統的な意匠の格子を設置など、外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。		
設備機器等		望見できない場所に設置する。やむを得ず望見できる場所に設置する場合は、伝統的な景観と調和する材料・仕上げ・着色等景観に調和した目隠しを行うものとする。		
工作物	門	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。原則、引き戸などを設け、容易に敷地内が見えないようにする。		
	塀・石垣・石造物	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		
	屋外広告物	掲出数は、必要最小限とし、位置・規模・材質（原則自然素材とする）及び色彩等は、伝統的な景観に調和したものとする。自家用以外の広告物は、設けない。		
	ベランダ	設置箇所は、原則通りから見えない場所とし、色彩は、茶褐色又はこれに類する色とする。		
	自動販売機	色彩は、茶褐色又はこれに類する色とする。		
	駐車場・車庫	駐車場を設ける場合は、原則として塀等を設けるなど、外部から見えないようにし、伝統的な景観を損なわないものとする。 また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。開口部は木製の引き戸・引き分け戸とする。		
	土地の形質の変更	伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		
	木竹の伐採・植栽			
土石類の採取・設置				
建築物・工作物の移転		移転後の当該建造物等の位置及び状態が当該保存地区の伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		
建築物・工作物の除却		除去後の状態が当該保存地区の伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		
環境物件		伝統的建造物群の特性を損なわないものとする。		

※1 連続性とは、保存地区の表通り・路地に面する伝統的建造物等（塀等がある場合を除く）が作り出す壁面線と合わせることをいう。

※2 木製で着色する場合は、色彩は、茶褐色又はこれに類する色とする。

※3 上記に定めのないものについては、保存地区の特性を維持したものとする。

町並みづくりルールの内容（修理・修景基準）

町家・土蔵共通の修景基準

敷地割

現状維持を原則とする。やむを得ず分筆・合筆する場合は、かつての敷地割の明示を行うこと。

位置

両隣及び前後の位置は、伝統的建造物群の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。

構造

原則木造とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、伝統的建造物群の特性を維持したものとす。

基礎

基礎立ち上がり部分は、伝統的建造物の特性に準じた意匠とし、コンクリート部分が直接見えないようにする。

高さ

現状の地盤の高さを維持することを原則とする。2階建を原則とし、伝統的建造物群の特性を維持したものとす。

屋根の勾配

伝統的建造物群の特性を維持した勾配屋根とする。

屋根の材料等

望見できる1階（下屋を含む。）及び2階の屋根は、原則本瓦葺とする。ただし、構造その他やむを得ない場合は、棧瓦葺とする。日本瓦（いぶし瓦つや消し仕上げ）の本瓦葺き又は棧瓦葺きとする。本瓦葺の場合の瓦のサイズは、保存地区内に存在する類似の意匠を踏襲する。棧瓦葺の場合は、シノギ棧瓦とし、60判～64判程度とする。材質・様式・意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。



町家の修景基準

屋根の形状

入母屋造又は切妻造とする。

1階の外壁（通りに面した部分）

真壁とし、柱は塗り込めない。灰色漆喰仕上げ（N-3.0～1.5）とする。腰壁は、下見板張り又は縦板張りとする。腰壁の高さは伝統的建造物群の特性を維持したものとす。

壁は伝統的建造物群の特性を踏まえて、平格子や出格子と組み合わせた下見張り等の木材のみの構成でも可。

2階の外壁（通りに面した部分）

真壁・大壁のどちらでも可とし、灰漆喰仕上げ（N-3.0～1.5）とする。

袖壁を設ける場合、壁・軒裏が漆喰で塗込めた大壁造りの場合は塗込める。また、柱や軒裏を見せた真壁造りの場合は塗込めないものとする。

下屋（通りに面した部分）

1階と2階の間に間口いっぱい、通り側へ半間突出し、下屋を設ける。下屋の高さ・設置構造・勾配・意匠は、伝統的建造物群の特性を維持したものとし、連続性を保つ。軒裏木部は現しとする。

2階の軒（通りに面した部分）

2階が大壁又は塗り込めた真壁の場合は、軒裏垂木・桁及び破風板は、塗り込めて形を作り出すものとする。破風板の頂部へ懸魚を設ける場合も同様の仕上げとする。

2階が塗り込めていない真壁の場合は、軒裏垂木・桁及び破風板は、現しとする。破風板の頂部へ懸魚を設ける場合も同様の仕上げとする。

建具（位置・材料等）

位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。建具は原則木製の引き違い戸とする。

やむを得ず金属製建具（茶褐色又はこれに類する色）とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して、外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。その場合、格子は着脱できるもの・引き違い戸も可とする。格子は梅を白木のまま使用するのが望ましい。

建具（出入口・玄関）

玄関は、接道部分から半間奥に設ける。格子の引き違い戸とする。やむを得ず金属製建具（茶褐色又はこれに類する色）とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して、外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。大戸を設けても良い。

建具（1階）

伝統的建造物の特性を維持したものとす。蓆帳を設けても良い。玄関の脇に平格子・出格子又は木製のガラス窓を設ける。

やむを得ず金属製建具（茶褐色又はこれに類する色）とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して、外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。

建具（2階）

原則塗り込め格子又は木製のガラス窓とする。木製のガラス窓とする場合は、木製手摺を設けても良い。

やむを得ず金属製建具（茶褐色又はこれに類する色）とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して、外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。

町家・土蔵共通の修景基準

外壁の材料等

材質・様式・意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

外壁の側面

望見できる範囲は、原則1階及び2階の外壁と同様の仕上げとする。ただし、木材のみの構成は不可。

樋

軒樋の断面は、半円形とする。望見できる部分は、銅製とし、その他の部分は、茶褐色又はこれに類する色の塩化ビニル製も可とする。

設備機器等

望見できない場所に設置する。やむを得ず望見できる場所に設置する場合は、伝統的な景観と調和する材料・仕上げ・着色等景観に調和した目隠しを行うものとする。

門

伝統的建造物群の特性を維持するものとし、小屋根を持った板扉戸・引き戸又は格子戸とする。

塀・石垣・石造物

伝統的建造物群の特性を維持するものとする。

環境物件

伝統的建造物群の特性を維持するものとする。



土蔵の修景基準

屋根の形状

切妻造とする。

1階の外壁（通りに面した部分）

原則大壁とする。白漆喰仕上げ(N-9.0~8.5)とする。腰壁は、海鼠壁又は縦板張りとする。腰板の高さは、伝統的建造物群の特性を維持したものとする。海鼠壁は四半張りで伝統的建造物の特性を維持したものとする。

2階の外壁（通りに面した部分）

大壁とし、白漆喰仕上げ(N-9.0~8.5)とする。1階と2階の間に日本瓦(いぶし瓦つや消し仕上げ)の水切を設けることができる。

下屋（通りに面した部分）

総2階とし、原則下屋は設けない。

2階の軒（通りに面した部分）

破風板を設けない場合は、母屋棟木の形を作り出し、塗りまわしの白漆喰仕上げとする。破風板を設ける場合は、一緒に塗り込める。

建具（位置・材料等）

位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

建具（出入口・玄関）

格子の付いた木製引き込み戸とする。観音開きの土戸を設けても良い。

建具（1階）

伝統的建造物の特性を維持したものとする。窓庇を設けても良い。

建具（2階）

原則鉄格子又は塗り込め格子とする。窓庇を設けても良い。

修理基準

建築物	敷地割、位置	原則として現状維持とする。
	構造、基礎	原則として現状維持又は復原修理とし、補強も可とする。
	高さ、屋根、外壁、軒・下屋、樋、建具	原則として現状維持又は復原修理とする。
	設備機器等	望見できない場所に設置する。やむを得ず望見できる場所に設置する場合は、伝統的な景観と調和する材料・仕上げ・着色等景観に調和した目隠しを行うものとする。
工作物		原則として現状維持又は復原修理とし、補強も可とする。

